

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【インフルエンザによる出席停止期間の数え方】

- ・「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・「解熱した後2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

長野県松本蟻ヶ崎高等学校長

## 治 癒 報 告 書

松本蟻ヶ崎高等学校長 様

年 組

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

| 疾患名                     | インフルエンザ    |
|-------------------------|------------|
| 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） | 令和 年 月 日   |
| 受診した医療機関名               |            |
| 医療機関受診日                 | 令和 年 月 日   |
| 医師より療養が必要とされた期間         | 令和 年 月 日まで |

令和 年 月 日

保護者氏名

\* 登校日にクラス担任へ提出してください→担任は保健室へ提出

|               |
|---------------|
| 担任印<br>またはサイン |
|               |